

証券コード 8772
2026年6月8日

株 主 各 位

東京都渋谷区広尾一丁目3番14号
株 式 会 社 ア サ ッ ク ス
代表取締役社長 草 間 雄 介

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.asax.co.jp/ir/library.html>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、「IRニュース」欄に掲載しております「第57回定時株主総会招集通知」よりご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アサックス」又は「コード」に当社証券コード「8772」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月23日（火曜日）午後5時30分（営業時間の終了時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区広尾一丁目3番14号
ASAX広尾ビル 本社会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第57期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第57期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
 - ◎ 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主優待は総会后にお送りする決議通知に同封いたします。

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しております。従いまして、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調を維持しました。一方で、アメリカの通商政策の動向や中東情勢をはじめとする地政学リスクの高まり等、外部環境の急激な変化による景気の下振れリスクから先行きは依然として不透明な状況が続いております。

不動産金融市場においては、都心近郊における住宅地・商業地の地価水準は堅調に推移しているものの、今後については前述のリスクや物価上昇、金融資本市場の変動等が不動産の流動性や価格に与える影響を注視していく必要があります。

このような環境の下、当社においては、従来通り「債権の健全性」を重視して債権内容の維持に努めつつも、積極的な顧客開拓を行ってまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、営業収益8,779,361千円、営業利益5,819,760千円、経常利益6,084,217千円、親会社株主に帰属する当期純利益3,949,447千円となりました。

なお、当社グループは不動産担保ローン事業を主要な事業としており、他のセグメントは重要性が乏しいため、セグメント毎の経営成績に関する記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,159,989千円（ソフトウェア仮勘定の純減少額を控除。）であり、その主なものは賃貸不動産の取得及び社有車の取得によるものです。

③ 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 57 期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
営 業 貸 付 金 (千円)	112,014,265
営 業 収 益 (千円)	8,779,361
経 常 利 益 (千円)	6,084,217
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	3,949,447
1株当たり当期純利益 (円)	119.76
総 資 産 (千円)	130,180,783
純 資 産 (千円)	52,789,007
1株当たり純資産額 (円)	1,600.83

- (注) 1. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、第56期以前については記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 54 期 (2023年3月期)	第 55 期 (2024年3月期)	第 56 期 (2025年3月期)	第 57 期 (当事業年度) (2026年3月期)
営 業 貸 付 金 (千円)	88,641,883	95,378,759	102,583,893	112,014,265
営 業 収 益 (千円)	6,180,844	6,754,821	7,519,934	8,628,204
経 常 利 益 (千円)	4,297,813	5,061,667	5,174,016	6,036,758
当 期 純 利 益 (千円)	2,799,768	3,289,170	3,386,351	3,915,139
1株当たり当期純利益 (円)	84.90	99.74	102.69	118.72
総 資 産 (千円)	101,192,706	109,546,811	118,272,009	128,901,209
純 資 産 (千円)	43,631,582	46,327,184	49,054,015	52,309,634
1株当たり純資産額 (円)	1,323.13	1,404.87	1,487.56	1,586.29

- (注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の持株比率	主要な事業内容
ASAX America, Inc.	40,000千米ドル	100.0%	不動産事業
株式会社フォーサイト	10,000千円	100.0%	不動産事業

(注) 1. 当連結会計年度末日において特定完全子会社はありません。

2. 当連結会計年度よりASAX America, Inc.を連結子会社としております。

(4) 対処すべき課題

① 知名度向上による企業ブランド力の強化

当社はインターネット広告及び交通広告を中心にプロモーション活動を展開し、企業認知度及びブランド力の向上を図っております。今後につきましても、企業認知度及び商品の有用性の積極的なプロモーション活動を行い、企業ブランド力の強化を図っていく所存です。

② 企業体質の強化

当社はお客様の企業採算に乘る金利での資金供給を経営の基本方針にしております。この方針に基づき、調達コストとお客様への貸出利率のバランスを取りつつ、優良な顧客の開拓を積極的に行い、信用コストを抑えた良質な営業貸付金残高の積み上げを行ってまいります。

資金調達面におきましては、金融機関との取引拡大に加え、市場から直接調達する等、調達方法の多様化により財務内容の安定性を高め、企業体質の強化を図ってまいります。

③ 人材の育成

当社の財産は社員であり、当社が健全に成長していくためには、会社の経営理念をよく理解し、ロイヤルティが高い優秀な社員の育成が必須と認識しております。

そのため、社員の行動原理・原則を記した「企業行動憲章」の制定のほか、キャリアに応じた階層別研修を実施する等、人材育成の体制を構築しております。

このような体制の下、業務遂行に必要な知識や技術の習得及びコンプライアンスの徹底を図り、高い専門性と倫理観を兼ね備えた人材となるよう育成を行っております。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

業 務 区 分	業 務 内 容
不動産担保ローン事業	不動産を担保とする事業資金等の融資を行っております。
信用保証事業	金融機関が行う不動産担保融資に対する信用保証業務を行っております。
不動産賃貸事業	収益不動産を取得し、事業用・居住用不動産の賃貸及び管理を行っております。
不動産販売事業	債権回収を目的とした不動産の取得、販売を行っております。

(6) 主要な営業所 (2026年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本店	東京都渋谷区
日本橋支店	東京都中央区
新宿支店	東京都新宿区
池袋支店	東京都豊島区
横浜支店	神奈川県横浜市

② 子会社

名 称	所 在 地
ASAX America, Inc.	米国カリフォルニア州
株式会社フォーサイト	東京都港区

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
59名	—

(注) 1. 当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

2. 使用人数は就業人員であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	11,646,654 千円
株式会社あおぞら銀行	7,200,600
株式会社SBI新生銀行	7,185,000
株式会社第四北越銀行	4,542,500
株式会社東京スター銀行	4,070,000
株式会社きらぼし銀行	3,818,700
株式会社東日本銀行	3,290,000
株式会社広島銀行	2,227,900
株式会社三菱UFJ銀行	1,933,376
株式会社東和銀行	1,508,380

(注) 上記以外に債権流動化による資金調達額6,146,100千円があります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会 社 の 現 況

(1) 株 式 の 状 況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 108,000,000株
- ② 発行済株式の総数 32,980,500株
- ③ 株 主 数 8,523名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 フ レ キ シ ブ ル	11,394,400株	34.55%
草 間 庸 文	9,399,100	28.50
光 通 信 株 式 会 社	2,477,200	7.51
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2	1,992,300	6.04
諸 藤 周 平	923,600	2.80
株 式 会 社 山 和	770,100	2.34
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	528,200	1.60
草 間 康 子	270,000	0.82
草 間 裕 子	225,000	0.68
草 間 雄 介	225,000	0.68

(注) 1. 持株比率は自己株式（4,500株）を控除して計算しております。

2. 上記株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりです。

株式会社日本カストディ銀行（信託口） 528,200株

(2) 新株予約権等の状況（2026年3月31日現在）

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	草 間 庸 文	
代表取締役社長	草 間 雄 介	審査部長 株式会社フレキシブル代表取締役 ASAX America, Inc. President
取 締 役	池 尻 周 平	営業統括部長
取 締 役	小 林 一 成	管理部門担当
取締役（監査等委員）	成 田 隆 一	株式会社フローク・アドバイザー代表取締役社長 トキワユナイテッドパートナーズLLPパートナー 株式会社JBSファシリティーズ社外取締役 SGアセットマックス株式会社投資委員会外部委員
取締役（監査等委員）	林 康 司	株式会社MS&Consulting社外取締役（監査等委員） 林総合法律事務所代表弁護士 株式会社駒井ハルテック社外監査役
取締役（監査等委員）	寺 本 敏 之	ハウライ株式会社代表取締役会長 東亜合成株式会社社外取締役（監査等委員）

- （注）1．取締役（監査等委員）成田隆一氏、林康司氏及び寺本敏之氏は、社外取締役であります。
- 2．当社は、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
- 3．取締役（監査等委員）成田隆一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退 任 理 由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
松 崎 孝 夫	2025年6月25日	辞 任	社外取締役（監査等委員） 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構代表取締役社長

③ 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。

④ 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役 員 区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			員 数 (名)
		固定報酬	賞 与	退職慰労金等	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	120,650 (－)	105,000 (－)	－ (－)	15,650 (－)	4 (－)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	12,300 (12,300)	12,300 (12,300)	－ (－)	－ (－)	4 (4)
合 計 （うち社外取締役）	132,950 (12,300)	117,300 (12,300)	－ (－)	15,650 (－)	8 (4)

- (注) 1. 退職慰労金等の額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名に対する当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額15,650千円です。
2. 上記には、2025年6月25日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名の員数及び報酬の額が含まれております。なお、当事業年度末現在の役員の員数は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名、取締役（監査等委員）3名であります。
3. 2016年6月29日開催の第47回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額については年額200,000千円以内、取締役（監査等委員）の報酬限度額については年額15,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名、取締役（監査等委員）の員数は4名（うち、社外取締役は4名）です。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年4月2日開催の取締役会において、監査等委員である取締役4名（うち、社外取締役は4名）が出席し、十分な議論を尽くした上で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

b. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりです。

i 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）

金銭報酬である固定報酬、賞与及び退任時に支給する退職慰労金で構成しております。

固定報酬については、持続的な企業価値向上に資するものであること、及び優秀な人材の確保を実現するものであることを基本として決定することとしております。

具体的には、会社の業績、職責・役位、経営への貢献度及び従業員給与とのバランス等を勘案し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会における再一任決議に基づき代表取締役会長及び代表取締役社長の協議の上、各取締役への年間報酬額を決定し、当該年間報酬額を12等分した金額を毎月現金で支給することとしております。

賞与については、当社の営業成績に応じて、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、固定報酬とは別に株主総会の決議を経て決定することとしております。株主総会の決議が、個々の取締役が受けるべき賞与の額を示さなかった時の配分は、取締役としての個々の業務執行状況を評価して取締役会で決定することとしております。

退職慰労金については、所定の基準に従いその相当額の範囲内で支給することを株主総会にて決議することとしております。所定の基準としては、「役員退職慰労金規程」を制定しており、個別の支給額、支給方法及び支給時期については、取締役会における一任決議に基づき代表取締役社長が相当額の範囲内で決定することとしております。

ii 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）

その役割及び独立性の観点から金銭報酬である固定報酬のみとし、固定報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会における再一任決議に基づき代表取締役会長及び代表取締役社長の協議の上、各取締役への年間報酬額を決定し、当該年間報酬額を12等分した金額を毎月現金で支給することとしております。

c. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬額については、2025年4月4日開催の取締役会における再一任決議に基づき、代表取締役会長草間庸文及び代表取締役社長草間雄介の協議の上決定しております。また、取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、監査等委員である取締役の意見を得ることとしており、監査等委員会は、当該報酬が会社の業績、職責・役位、経営への貢献度及び従業員給与とのバランス等を勘案したものであり、内規に則した適切なものであると判断しております。

ハ. 取締役の個人別の報酬の決定に係る委任に関する事項

当事業年度における各取締役への固定報酬の決定は、2025年4月4日開催の取締役会における再一任決議に基づき、代表取締役会長草間庸文及び代表取締役社長草間雄介の協議に委任しております。その権限の内容は、会社の業績、職責・役位、経営への貢献度及び従業員給与とのバランス等を勘案し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各取締役への年間報酬額を決定することであり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当業務や職責の評価を行うのに最も適していると判断したからです。また、取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、監査等委員である取締役の意見を得ることとしており、監査等委員会は、当該報酬が適切であり、基本方針に沿った内容であるかどうかを多角的に検討しております。

なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬については、監査等委員の協議により決定しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 内 容
取 締 役 (監査等委員)	成 田 隆 一	株式会社フロック・アドバイザー トキワユナイテッドパートナーズLLP 株式会社JBSファシリティーズ SGアセットマックス株式会社	代表取締役社長 パートナー 社外取締役 投資委員会外部委員
取 締 役 (監査等委員)	林 康 司	株式会社MS&Consulting 林総合法律事務所 株式会社駒井ハルテック	社外取締役(監査等委員) 代表弁護士 社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	寺 本 敏 之	ハウライ株式会社 東亜合成株式会社	代表取締役会長 社外取締役(監査等委員)

(注) 各兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 成田 隆 一	当事業年度中に開催された取締役会16回の全てに出席し、不動産鑑定士としての専門的見地に基づく発言を適宜行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 林 康 司	当事業年度中に開催された取締役会16回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地に基づく発言を適宜行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 寺 本 敏 之	2025年6月25日就任以降、当事業年度中に開催された取締役会11回の全てに出席し、会社経営及び金融機関における豊富な経験と幅広い専門知識に基づいた発言を適宜行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、2025年6月25日就任以降、当事業年度中に開催された監査等委員会9回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額	23,310 千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,782 千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記イ. の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積り算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、資金調達に関する合意された手続業務であります。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。（最終改定 2016年7月1日）

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、コンプライアンスが経営の最重要課題の一つであるとの認識のもと、「アサックス企業行動憲章」を制定し、法令遵守はもとより社会規範や倫理に則った企業活動を遂行することを基本方針とする。
- ロ. 「コンプライアンス規程」をはじめとした社内の諸規程を制定して取締役及び使用人に周知徹底を図り、以下の体制を整備・運用する。
 - a. 取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
 - b. 監査等委員会は、取締役の職務執行状況につき、監査基準及び監査計画に基づき監査を行う。
 - c. コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、総務統括部長をコンプライアンス責任者に任命し、会社全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
 - d. コンプライアンス推進部署による研修等のコンプライアンス教育を通して、継続的に研鑽を積む環境を整備する。
 - e. 内部通報制度を設け、その実効性を確保するために通報者の匿名性保持、通報に基づく調査・措置、通報者の不利益取扱の禁止等の措置を講じる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報は、法令、定款及び「文書管理規程」をはじめとした社内規程に基づき適正に保存及び管理を行う。
- ロ. 情報の管理に関しては「個人情報保護および安全管理に関する取扱規程」及び「個人情報保護および安全管理に関する運用細則」を策定し、遵守の徹底を図る。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定める。
- ロ. 「リスク管理規程」により、リスクの定義及びリスク管理部署を定め、当社を取り巻くリスクに対し、リスクの排除、予防及びリスクによる不測の損失に対し効果的に対処する管理体制を整備する。

ハ. 万一、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含めた対策チームを組織して迅速な対応を行い、損失の拡大を防止し、これを最小限に止めるよう努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務執行が適切に行われるよう、取締役会は「取締役会規程」に基づき運営する。

ロ. 「組織・業務分掌規程」及び「職務権限規程」において職務の分掌及び権限について詳細を定め、効率的に職務の執行が行われる体制を整備する。

ハ. 取締役会の事務局を設置し、資料の作成支援、議案内容の事前説明を行うことにより、必要に応じて速やかに取締役会を開催し、付議基準に定める事項が適時に上程・審議できる体制を確保する。

⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の自主性を尊重する中で、グループの企業価値を持続的に向上できるよう、グループにおける内部統制システムを整備する。

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

子会社は、財務諸表、事業報告その他の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について、当社への定期的な報告を行うとともに、当社からの役員の派遣、当社監査等委員会及び内部監査室による監査等を通じて、子会社における業務を監視・監督する。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社において「リスク管理規程」を定めてリスク管理に係る体制を整備し、当社はその適正な運用を確保するとともに、子会社が抱えるリスクを把握し、適正に管理する。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社から派遣した役員に業務執行を委嘱し、効率的に子会社の取締役の職務の執行が行われることを確保する。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社に、その事業内容に応じて「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス体制を適切に構築及び運用させるものとし、子会社における財務報告の信頼性を確保するために必要な内部統制の体制を構築及び運用させる。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項
当社は、監査等委員会の求めがあった場合には、監査等委員会と協議のうえで必要な人員を配置する。
- ⑦ 前号の取締役及び使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
イ. 前号の取締役及び使用人の任命・異動等の人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前の同意を得ることにより、取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性を確保する。
ロ. 前号の取締役及び使用人は監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
- ⑧ 監査等委員会への報告に関する体制
イ. 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
a. 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて会社の業務執行状況の報告を行う。
b. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに常勤の監査等委員に報告を行い、常勤の監査等委員は臨時監査等委員会を招集し、事実の報告を行う。
ロ. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
a. 当社は、子会社の取締役及び使用人がその業務執行に関し当社の監査等委員会から報告を求められた場合、速やかに報告するための体制を整備する。
b. 「コンプライアンス規程」により子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に直接報告を行うことができる体制を整備する。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するために、「コンプライアンス規程」において報告者の不利益取扱いの禁止等の措置を規定する。

- ⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員会が職務の執行につき費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用又は債務を処理するものとする。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ. 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合を行い、相互の意思疎通を図るよう努める。
ロ. 監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人との連携を保ち、意見交換及び情報交換により監査等委員会の監査の実効性を確保する。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社は、「アサックス企業行動憲章」において市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決することを宣言し、反社会的勢力排除に関して「コンプライアンス規程」に明文の根拠を設け、組織全体として対応することとする。
- ⑬ 財務報告の適正性を確保するための体制
当社は、内部監査室が代表取締役社長の指示の下、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の態勢構築・整備を推進する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンス
当社では、コンプライアンス意識の徹底を図るべく、コンプライアンス推進部署による社内研修を定期的実施しております。また、定例会議等において、コンプライアンス体制の強化のための情報共有や実施施策の効果についての検証を行っており、コンプライアンスの実効性確保や改善に努めております。
内部統制システムの運用状況については、担当役員によるモニタリングを常時実施しており、その結果については取締役会において定期的に報告・検討を行っております。

② リスク管理体制

当社は、経営環境及びリスク要因の変化を踏まえ、各事業内容におけるリスクの適正な分析・評価・検討を行うため、「リスク管理規程」に基づき、リスクの種類に応じて主管部署及び管理責任者を定めております。

管理責任者は、日常的なモニタリングによるリスクの排除及び予防に努め、リスクの発生又は発生可能性が認められる場合においては研修を実施する等の方策で周知徹底を図るほか、定期的なリスク評価を行い、その結果及び対応策につき取締役会において報告いたしております。

また、定期的に行う内部監査を通してリスクを未然に防止するよう努めるとともに、リスク管理体制の有効性を検証しております。

③ 監査等委員会の監査体制

監査等委員会は、当事業年度において13回開催された監査等委員会のほか、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室その他内部統制部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、並びに会社の業務及び財産の状況の調査等により情報収集に努め、取締役及び主要な使用人等の職務執行の監査を実施いたしております。

また、内部監査室及び会計監査人との情報・意見交換を通じて連携を図り、監査の実効性の向上に努めております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、1株当たり利益水準を高めるべく収益力の向上に努め、企業体質の強化と今後の事業展開に必要な内部留保の充実を勘案したうえで、安定した配当政策を実施していくことを基本方針としております。

今後も、中長期的な視点にたって、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	121,566,899	流 動 負 債	25,230,727
現 金 及 び 預 金	8,106,992	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	23,747,167
営 業 貸 付 金	112,014,265	未 払 法 人 税 等	1,228,833
そ の 他	1,569,741	賞 与 引 当 金	26,500
貸 倒 引 当 金	△124,100	そ の 他	228,227
固 定 資 産	8,613,884	固 定 負 債	52,161,048
有 形 固 定 資 産	6,697,947	長 期 借 入 金	50,694,364
建 物 及 び 構 築 物	50,041	退 職 給 付 に 係 る 負 債	128,800
車 両 運 搬 具	23,932	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	1,132,363
工 具 、 器 具 及 び 備 品	9,732	債 務 保 証 損 失 引 当 金	56,800
賃 貸 不 動 産	6,614,242	そ の 他	148,721
無 形 固 定 資 産	98,362	負 債 合 計	77,391,775
借 地 権	5,000	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	85,485	株 主 資 本	52,357,313
そ の 他	7,876	資 本 金	2,307,848
投 資 そ の 他 の 資 産	1,817,574	利 益 剰 余 金	50,050,715
繰 延 税 金 資 産	521,798	自 己 株 式	△1,250
そ の 他	1,295,775	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	431,694
資 産 合 計	130,180,783	為 替 換 算 調 整 勘 定	431,694
		純 資 産 合 計	52,789,007
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	130,180,783

連 結 損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 営 業 収 益		
営 業 貸 付 金 利 息	6,314,506	
そ の 他 の 営 業 収 益	2,464,854	8,779,361
II 営 業 費 用		
金 融 費 用	915,127	
売 上 原 価	272,978	
そ の 他 の 営 業 費 用	1,771,494	2,959,600
営 業 利 益		5,819,760
III 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	36,702	
関 係 会 社 貸 付 金 利 息	1,665	
雑 収 入	7,324	
有 価 証 券 利 息	26,653	
為 替 差 益	68,861	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 益	172,602	313,809
IV 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	49,353	49,353
経 常 利 益		6,084,217
V 特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,976	
補 助 金 収 入	1,150	4,126
VI 特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1,693	
固 定 資 産 除 却 損	960	
固 定 資 産 圧 縮 損	1,150	3,803
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		6,084,539
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,132,123	
法 人 税 等 調 整 額	2,969	2,135,092
当 期 純 利 益		3,949,447
親会社株主に帰属する当期純利益		3,949,447

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	2,307,848	46,760,788	△1,250	49,067,386	11,512	11,512	49,078,899
当期変動額							
剰余金の配当	—	△659,520	—	△659,520	—	—	△659,520
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	3,949,447	—	3,949,447	—	—	3,949,447
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	420,181	420,181	420,181
当期変動額合計	—	3,289,927	—	3,289,927	420,181	420,181	3,710,108
当期末残高	2,307,848	50,050,715	△1,250	52,357,313	431,694	431,694	52,789,007

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1 社
- ・主要な連結子会社の名称 ASAX America, Inc.
- ・連結の範囲の変更 当連結会計年度からASAX America, Inc. を連結の範囲に含めております。これは、ASAX America, Inc. の重要性が増加したことにより、連結の範囲に含めることとしたものであります。

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 株式会社フォーサイト
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいと認められるため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

当社は、当連結会計期間より連結計算書類を作成しております。連結計算書類のための基本となる重要な事項は以下のとおりです。

① 連結の範囲の変更

当連結会計年度からASAX America, Inc. を連結の範囲に含めております。これは、ASAX America, Inc. の重要性が増加したことにより、連結の範囲に含めることとしたものであります。

② 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. 満期保有目的債券 償却原価法
- ロ. 棚卸資産

販売用不動産 個別法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産 当社は定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物及び賃貸不動産（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- 建物及び構築物 8～38年
- 車両運搬具 6年
- 工具、器具及び備品 3～20年
- 賃貸不動産 6～27.5年

- ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく連結会計年度末現在の要支給額を計上しております。

ニ. 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、当連結会計年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。

④ デリバティブの評価基準及び評価方法

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップの特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利スワップ	借入金

ハ. ヘッジ方針

当社の内規である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、内規に基づく連結会計年度末現在の要支給額を計上しております。

ロ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 不動産担保ローン業務における貸倒引当金の計上

① 当連結会計年度に計上した金額

貸倒引当金（流動資産）	124,100 千円
計	124,100 千円

② 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

イ. 算出方法

一般債権については貸倒実績率により算定された貸倒見積高を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案した上で、当該債権の連結会計年度末残高から担保不動産による回収見込額を減額して算定された貸倒見積高を貸倒引当金として計上しております。なお、担保不動産による回収見込額は、条件が類似した近隣不動産の成約実績等を基に、路線価等の指標も参考にし、評価時点において当該不動産を不動産市場で売り出した場合に売却可能な価格を採用しております。

ロ. 主要な仮定

担保不動産による回収見込額は、条件が類似した近隣不動産の成約実績等を基に、路線価等の指標も参考にし、評価時点において当該不動産を不動産市場で売り出した場合に売却可能な価格を採用しております。その主要な仮定は、担保不動産による回収額が、採用した回収見込額を下回らないことであり、不動産市況の影響を受けます。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の担保不動産による回収時点において、当該担保不動産の価格に重要な下落がないとする仮定には不確実性があり、不動産市況の動向により担保不動産による回収見込額が当該債権の貸付金残高を下回った場合は、営業貸付金の回収可能性に重要な影響を与えるリスクがあります。なお、不動産市場における実勢価格が大幅に下落した場合には、追加の個別貸倒引当金の計上が発生する可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

営業貸付金	9,528,091 千円
賃貸不動産	3,780,229 千円
計	13,308,321 千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	2,653,500 千円
長期借入金	6,062,600 千円
計	8,716,100 千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

458,360 千円

(3) 保証債務

保証業務に係る債務保証残高	51,663,819 千円
関係会社の金融機関からの借入に対する保証債務残高	776,000 千円
計	52,439,819 千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	32,980,500 株
------	--------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	659,520	20	2025年3月31日	2025年6月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2026年6月24日開催の第57回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	725,472千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	22円
・基準日	2026年3月31日
・効力発生日	2026年6月25日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、不動産担保ローン事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、銀行等金融機関からの資金調達を行っております。これらの有利子負債に係る調達金利は市場環境等により変動するため、金利変動による不利な影響が生じないように、一部の借入金に対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を図っております。なおデリバティブ取引は当社の内規である「デリバティブ取引管理規程」に従い実施されております。

また調達した資金は、営業貸付金を中心とした事業運営全般に使用されております。営業貸付金には、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び担保不動産の価格変動リスクがあります。当社は「融資規程」等の内規に基づいて適正な与信限度額の設定及び途上与信管理における債権メンテナンス（担保不動産の再評価）によりリスク低減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等である関係会社株式（連結貸借対照表計上額 10,000千円）は、次表に含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 営業貸付金 (*)	112,014,265		
貸倒引当金	△124,100		
	111,890,165	112,014,620	124,454
(2) 満期保有目的債券	1,058,014	1,039,217	△18,796
資産計	112,948,179	113,053,838	105,658
(3) 長期借入金（1年内返済予定も含む）	74,441,531	74,323,227	△118,303
負債計	74,441,531	74,323,227	△118,303
(4) デリバティブ取引	—	—	—

(*) 営業貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

- ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
営業貸付金	—	—	112,014,620	112,014,620
満期保有目的債券	—	1,039,217	—	1,039,217
資産計	—	1,039,217	112,014,620	113,053,838
長期借入金（1年内返済予定も含む）	—	74,323,227	—	74,323,227
負債計	—	74,323,227	—	74,323,227

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 営業貸付金

営業貸付金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。一方固定金利によるものは、貸付期間及び利率ないし担保状況に応じた債権区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割引いて時価を算定しております。また、担保による回収を予定している債権については、担保による回収見込額等に基づいて時価を算定しております。これらの営業貸付金の時価はレベル3の時価に分類しております。

(2) 満期保有目的債券

満期保有目的債券の時価は、取引金融機関から入手した情報をもって算定しております。活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

(3) 長期借入金

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額(※)を同様の借入において想定される利率で割引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(※) 金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額

(4) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸商業施設及び居住用建物等（土地を含む）を所有しております。

当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は157,871千円（賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
6,614,242	7,677,228

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度の主な増減額の内訳は以下のとおりであります。
- | | | |
|-----|----------|-------------|
| 増加額 | 賃貸不動産の取得 | 1,118,548千円 |
| 減少額 | 減価償却費 | 98,309千円 |
3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、不動産鑑定士による不動産鑑定評価書（指標等を用いて調整を行ったものを含む）に基づく金額であります。

7. 収益認識に関する注記

営業収益は、貸出業務から生じる営業貸付金利息及び手数料等、保証業務から生じる信用保証収益及び手数料並びに不動産賃貸業務から生じる不動産賃貸収入から構成されております。

貸出業務及び保証業務から生じる収益は、収益認識会計基準第3項に定められる企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の範囲に含まれる金融商品に係る取引、又は金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料に該当するものであり、同会計基準の適用対象外であることから、記載を省略しております。

また、不動産賃貸業務から生じる収益は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号2007年3月30日）により認識しています。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 1,600円83銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 119円76銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	117,057,971	流 動 負 債	25,179,097
現 金 及 び 預 金	3,609,402	1年内返済予定の長期借入金	23,708,367
営 業 貸 付 金	112,014,265	未 払 金	83,037
前 払 費 用	74,075	未 払 費 用	65,543
そ の 他	1,484,327	未 払 法 人 税 等	1,221,683
貸 倒 引 当 金	△124,100	預 り 金	51,957
固 定 資 産	11,843,237	前 受 収 益	19,355
有 形 固 定 資 産	3,959,326	賞 与 引 当 金	26,500
建 物	50,019	そ の 他	2,652
構 築 物	22	固 定 負 債	51,412,477
車 両 運 搬 具	23,932	長 期 借 入 金	49,957,164
工具、器具及び備品	9,732	退 職 給 付 引 当 金	128,800
賃 貸 不 動 産	3,875,621	役員退職慰労引当金	1,132,363
無 形 固 定 資 産	98,362	債務保証損失引当金	56,800
借 地 権	5,000	そ の 他	137,350
ソ フ ト ウ ェ ア	85,485	負 債 合 計	76,591,575
そ の 他	7,876	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	7,785,548	株 主 資 本	52,309,634
関 係 会 社 株 式	5,978,502	資 本 金	2,307,848
繰 延 税 金 資 産	521,798	利 益 剰 余 金	50,003,036
そ の 他	1,285,247	利 益 準 備 金	576,962
資 産 合 計	128,901,209	そ の 他 利 益 剰 余 金	49,426,074
		別 途 積 立 金	45,400,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,026,074
		自 己 株 式	△1,250
		純 資 産 合 計	52,309,634
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	128,901,209

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 営 業 収 益		
営 業 貸 付 金 利 息	6,314,506	
そ の 他 の 営 業 収 益	2,313,697	8,628,204
II 営 業 費 用		
金 融 費 用	915,127	
売 上 原 価	185,116	
そ の 他 の 営 業 費 用	1,724,553	2,824,797
営 業 利 益		5,803,406
III 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8,114	
関 係 会 社 貸 付 金 利 息	1,665	
関 係 会 社 保 証 料	26	
雑 収 入	4,508	
有 価 証 券 利 息	26,653	
為 替 差 益	68,847	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 益	172,602	282,419
IV 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	49,067	49,067
経 常 利 益		6,036,758
V 特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,976	
補 助 金 収 入	1,150	4,126
VI 特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1,693	
固 定 資 産 除 却 損	960	
固 定 資 産 圧 縮 損	1,150	3,803
税 引 前 当 期 純 利 益		6,037,081
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,118,822	
法 人 税 等 調 整 額	3,119	2,121,941
当 期 純 利 益		3,915,139

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純 資 産 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計 合	
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金計 合			
			別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	2,307,848	576,962	42,700,000	3,470,455	46,747,417	△1,250	49,054,015	49,054,015
当 期 変 動 額								
別途積立金の積立て	－	－	2,700,000	△2,700,000	－	－	－	－
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	△659,520	△659,520	－	△659,520	△659,520
当 期 純 利 益	－	－	－	3,915,139	3,915,139	－	3,915,139	3,915,139
当 期 変 動 額 合 計	－	－	2,700,000	555,619	3,255,619	－	3,255,619	3,255,619
当 期 末 残 高	2,307,848	576,962	45,400,000	4,026,074	50,003,036	△1,250	52,309,634	52,309,634

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式	移動平均法による原価法
満期保有目的債券	償却原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産	個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）
--------	--

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物及び賃貸不動産（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～38年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	3～20年
賃貸不動産	6～23年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、当事業年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法

② ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップの特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利スワップ	借入金

ハ. ヘッジ方針

当社の内規である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

不動産担保ローン業務における貸倒引当金の計上

① 当事業年度に計上した金額

貸倒引当金（流動資産）	124,100 千円
計	124,100 千円

② 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

イ. 算出方法

当社は、一般債権については貸倒実績率により算定された貸倒見積高を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案した上で、当該債権の期末残高から担保不動産による回収見込額を減額して算定された貸倒見積高を貸倒引当金として計上しております。なお、担保不動産による回収見込額は、条件が類似した近隣不動産の成約実績等を基に、路線価等の指標も参考にし、評価時点において当該不動産を不動産市場で売り出した場合に売却可能な価格を採用しております。

ロ. 主要な仮定

担保不動産による回収見込額は、条件が類似した近隣不動産の成約実績等を基に、路線価等の指標も参考にし、評価時点において当該不動産を不動産市場で売り出した場合に売却可能な価格を採用しております。その主要な仮定は、担保不動産による回収額が、採用した回収見込額を下回らないことであり、不動産市況の影響を受けます。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の担保不動産による回収時点において、当該担保不動産の価格に重要な下落がないとする仮定には不確実性があり、不動産市況の動向により担保不動産による回収見込額が当該債権の貸付金残高を下回った場合は、営業貸付金の回収可能性に重要な影響を与えるリスクがあります。なお、不動産市場における実勢価格が大幅に下落した場合には、追加の個別貸倒引当金の計上が発生する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

① 担保に供している資産

営業貸付金	9,528,091 千円
賃貸不動産	3,780,229 千円
計	13,308,321 千円

② 上記に対応する債務

1 年内返済予定の長期借入金	2,653,500 千円
長期借入金	6,062,600 千円
計	8,716,100 千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 385,122 千円

(3) 保証業務に係る債務保証残高 51,663,819 千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引高 1,692 千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 4,500 株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	39,116 千円
債務保証損失引当金	17,903 千円
賞与引当金	8,352 千円
役員退職慰労引当金	356,920 千円
退職給付引当金	40,597 千円
未払事業税	54,292 千円
未収利息不計上額	874 千円
会員権評価損	7,375 千円
その他	17,980 千円

繰延税金資産計 543,413 千円

繰延税金負債

満期保有目的債券為替差益 △21,614 千円

繰延税金負債計 △21,614 千円

繰延税金資産の純額 521,798 千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科 目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	㈱山和 (注1)	東京都渋谷区	52,918千円	不動産賃貸業	(被所有)直接 2.34	不動産の賃借	営業用店舗の賃借 (注2)	78,827	前払費用	7,225
							敷金の差入 (注2)	—	投資その他の資産のその他(敷金)	53,575
子会社	ASAX America, Inc. (注3)	米国カリフォルニア州	40,000千米ドル	不動産業	直接 100.00	出資 役員の兼任	増資の引受 (注3)	2,167,105	関係会社株式	5,968,502

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社代表取締役草間庸文及びその近親者が合計で議決権の78.0%を直接所有している会社であります。
2. 本店として利用しているものであり、賃料及び敷金の差入は近隣の相場をもとに交渉により決定しております。
3. 増資の引受はASAX America, Inc. の行った増資を引き受けたものであります。

8. 収益認識に関する注記

当社の営業収益は、貸出業務から生じる営業貸付金利息及び手数料等、保証業務から生じる信用保証収益及び手数料並びに不動産賃貸業務から生じる不動産賃貸収入から構成されております。

貸出業務及び保証業務から生じる収益は、収益認識会計基準第3項に定められる企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の範囲に含まれる金融商品に係る取引、又は金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料に該当するものであり、同会計基準の適用対象外であることから、記載を省略しております。

また、不動産賃貸業務から生じる収益は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)により認識しており、同会計基準の適用対象外であることから、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,586円29銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 118円72銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年 5 月 22 日

株式会社 アサックス

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

齋 藤 哲

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

河 島 啓 太

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アサックスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アサックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応

じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年 5 月 22 日

株式会社 アサックス

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

齋 藤 哲

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

河 島 啓 太

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アサックスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室その他内部統制部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

株式会社アサックス 監査等委員会

監査等委員 成 田 隆 一 ⑩

監査等委員 林 康 司 ⑩

監査等委員 寺 本 敏 之 ⑩

(注) 監査等委員成田隆一、林康司及び寺本敏之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

第57期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金22円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は725,472,000円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月25日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	3,100,000,000円
-------	----------------

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	3,100,000,000円
---------	----------------

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社株式の数
1	くさ ま つね ふみ 草 間 庸 文 (1949年9月26日生)	1974年9月 当社取締役 1981年11月 株式会社山和住宅（現株式会社山和） 取締役 1993年1月 同社代表取締役 1994年5月 当社代表取締役社長 2005年11月 株式会社山和住宅（現株式会社山和） 代表取締役辞任、取締役就任 2007年11月 同社取締役辞任 2020年6月 当社代表取締役会長（現任）	9,399,100 株
2	くさ ま ゆう すけ 草 間 雄 介 (1985年5月9日生)	2008年4月 オリックス株式会社入社 2008年4月 株式会社フレキシブル取締役 2011年3月 オリックス株式会社退社 2013年3月 当社入社 2013年6月 当社取締役 2015年5月 当社取締役審査部長・管理部門担当 2017年6月 当社常務取締役審査部長・管理部門担当 2020年6月 当社代表取締役社長兼審査部長（現任） 2023年3月 株式会社フレキシブル代表取締役（現任） 2023年5月 ASAX America, Inc. President（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社フレキシブル代表取締役 ASAX America, Inc. President	225,000 株
3	いけ じり しゅう へい 池 尻 周 平 (1978年6月20日生)	2002年3月 当社入社 2008年2月 当社銀座支店長 2010年2月 当社本社営業課長 2016年5月 当社本社営業部長 2016年6月 当社取締役営業統括部長 2020年6月 当社取締役営業統括部長・管理部門担当 2024年6月 当社取締役営業統括部長（現任）	6,900 株
4	こ ばやし いっ せい 小 林 一 成 (1981年2月17日生)	2003年3月 当社入社 2019年1月 当社銀座支店長 2020年5月 当社総務統括部長 2022年4月 当社本社営業部長 2023年7月 当社新宿支店長 2024年6月 当社取締役・管理部門担当（現任）	5,000 株

- (注) 1. 候補者草間庸文氏は当社の経営を支配している者であります。
2. 候補者草間雄介氏は株式会社フレキシブルの代表取締役であり、同社は2026年3月31日現在、当社株式11,394,400株を保有しております。その他の候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 各候補者の選任理由は次のとおりであります。
- (1) 取締役候補者草間庸文氏は、当社代表取締役として長年にわたり経営全般に携わり、経営者としての豊富な経験や高い見識に加え、幅広い人脈を有しております。同氏は経験・実績に基づく強いリーダーシップと確固たる決断力を備えており、当社の持続的な企業価値向上の実現のために、引き続き取締役とすることが適当であると判断し、選任をお願いするものであります。
- (2) 取締役候補者草間雄介氏は、金融及び経営に関する豊富な知識を有しており、当社の業務に精通していることに加え、2020年6月からは当社代表取締役社長を務め、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等、組織運営能力を発揮しております。こうしたこれまでの実績を踏まえ、当社の企業価値向上と持続的成長の実現のために、引き続き取締役とすることが適当であると判断し、選任をお願いするものであります。
- (3) 取締役候補者池尻周平氏は、当社における営業部門責任者としての豊富な経験を有しており、当社の業務に精通しております。同氏は取締役として就任以来、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き取締役とすることが適当であると判断し、選任をお願いするものであります。
- (4) 取締役候補者小林一成氏は、当社における営業部門及び管理部門責任者としての業務経験を有しており、当社の業務及び財務・経理に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうしたこれまでの実績を踏まえ、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たすことができると判断し、引き続き取締役とすることが適当であると判断し、選任をお願いするものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役林康司氏は任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
まち だ ひろ のり 町 田 裕 紀 (1974年4月10日生)	2004年10月 弁護士登録 2004年10月 赤坂シティ法律事務所入所 2013年4月 ビル経営管理士試験委員(現任) 2018年8月 西村・町田法律事務所開設(現任) (重要な兼職の状況) 西村・町田法律事務所弁護士	—

- (注) 1. 候補者町田裕紀氏は、新任の候補者であります。
2. 候補者町田裕紀氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 候補者町田裕紀氏は、社外取締役候補者であります。
4. 候補者町田裕紀氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査等に活かしていただきたいため、社外取締役候補者といたしました。
5. 候補者町田裕紀氏は、現在当社と法律顧問契約を締結しておりますが、その取引金額は僅少であり、また、同氏の選任が承認された場合は当該顧問契約を解除する予定であるため、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
6. 候補者町田裕紀氏の就任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 ASAX広尾ビル 本社会議室
東京都渋谷区広尾一丁目3番14号



交通のご案内

● JR線

恵比寿駅下車（西口・東口より徒歩約5分）

● 東京メトロ日比谷線

恵比寿駅下車（1番出口より徒歩約5分）

※ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。